

長崎県立大学学部長に関する規程

〔平成20年11月5日〕
規程第51号

改正 平成26年12月2日規程第18号
改正 平成27年3月3日規程第36号
改正 平成27年11月10日規程第83号
改正 平成29年12月5日規程第26号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県立大学学則（平成20年規則第1号）第8条第2項の規定に基づき、長崎県立大学の各学部長（以下「学部長」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 学部長は、次に掲げる業務を掌理し、学部を円滑に運営するものとする。

- ・学部の会議に関する事
- ・学部における所属教員の服務及び研修等に関する事
- ・学部の教育課程に関する事
- ・その他学部の運営に関する事

(選考)

第3条 学部長候補者の選考は、当該学部の推薦に基づき、学長が行う。

(選考の時期)

第4条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合に、学部長候補者の選考を行う。

- (1) 学部長の任期が満了するとき
 - (2) 学部長が辞任を申し出たとき
 - (3) 学部長が欠員となったとき
- 2 学部長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合にあっては任期満了の1月以前に、同項第2号または第3号に該当する場合にあっては速やかに行うものとする。

(選考の基準)

第5条 学部長候補者は、当該学部の専任の教授のうちから選考する。

(学部長候補者の推薦)

第6条 学長は、学部長候補者を選考するため、当該学部に対して候補者の推薦を求める。

- 2 前項の推薦の求めに基づき、当該学部は複数の候補者を学長に推薦する。

(教育研究評議会での審議)

第7条 学長は、前条の規定に基づき推薦を受けたときは、教育研究評議会に学部長候補者の選考について意見を求めるものとする。

- 2 教育研究評議会は、前項の求めを受けた時は学部長候補者の選考について審議し、その結果を学長に報告する。

一部改正 [平成27年規程第36号]

(任命の申出)

第8条 学長は、前条第2項の規定により教育研究評議会から報告を受けたときは、学部長候補者の選考について決定し、理事長に任命の申出を行うものとする。

(任期)

第9条 学部長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 第4条第1項第2号又は第3号の事由により選出された者の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(解任)

第10条 学長は、学部長が次の各号のいずれかに該当するとき、その他学部長たるに適しないと認めるときは、理事長に対して解任の申出を行うことができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反があるとき

2 学長は、前項の申出をしようとする場合には、当該学部長に対し弁明の機会を与えるものとする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、学部長の選考及び任期等に関し必要な事項は、教育研究評議会の意見を聴いて学長が定める。

一部改正 [平成27年規程第36号]

附 則

改正 平成26年12月2日規程第18号

改正 平成27年11月10日規程第83号

改正 平成29年12月5日規程第26号

- 1 この規程は、平成20年11月5日から施行する。
- 2 この規程の施行に際し現に学部長の職にある者は、この規程により選考されたものとみなす。
- 3 平成27年4月1日に任命される学部長の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。
- 4 平成28年4月1日に任命される経営学部長、地域創造学部長、国際社会学部長及び情報システム学部長の選考については、第3条、第6条及び第7条第1項の規定にかかわらず、学長は、当該学部に対して候補者の推薦を求めることなく学部長候補者を選考し、教育研究評議会に意見を求めるものとする。
- 5 平成28年4月1日から経済学部が存続する間に任命される経済学部長の選考については、第3条、第6条及び第7条第1項の規定にかかわらず、学長は、当該学部に対して候補者の推薦を求めることなく、経営学部長又は地域創造学部長のいずれかを候補者として選考し、教育研究評議会に意見を求めるものとする。
- 6 平成28年4月1日から国際情報学部が存続する間に任命される国際情報学部長の選考については、第3条、第6条及び第7条第1項の規定にかかわらず、学長は、当該学部に対して候補者の推薦を求めることなく、国際社会学部長又は情報システム学部長のいずれかを候補者として選考し、教育研究評議会に意見を求めるものとする。
- 7 平成30年4月1日に任命される学部長の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則(平成26年12月2日規程第18号)

この規程は、平成26年12月2日から施行する。

附 則(平成27年3月3日規程第36号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年11月10規程第83号)

この規程は、平成27年11月10日から施行する。

附 則(平成29年12月 5 日規程第26号)

この規程は、平成29年12月 5 日から施行する。